

介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書について

上記のことについて、霧島市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日提出

霧島市議会議長 池田 守 殿

提出者 霧島市議会環境福祉常任委員会委員長 下深迫 孝二

## 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。

また、財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」において、軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、住宅改修は個人の資産形成そのものであることなどから、軽度者に対する福祉用具貸与等は原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべきであるとされている。

このような中、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、軽度者への支援のあり方や福祉用具・住宅改修の給付のあり方が検討されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等の給付は、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則自己負担となった場合、福祉用具等の利用が減ることで介護度の重度化や要介護者の増加を招くおそれがあり、保険給付の抑制という目的に反して、給付の増大につながるるとともに、介護人材不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
社会保障・税一体改革担当大臣 殿